

※環境審議会の資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので、閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

第4期 流山市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

ストップ温暖化！流山プラン

(案)

年 月

流山市

～都心から一番近い森のまち～

※環境審議会の資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので、閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

はじめに

※市長の挨拶が入ります

第1章 基本的事項

1. 背景と目的

流山市では、2001年に「流山市環境基本条例」を制定し、2005年に市で初めて環境施策の方向性を示す「流山市環境基本計画」を、2006年3月にアクションプランとして地球温暖化対策実行計画と地球温暖化対策地域推進計画を包含した「第1期流山市環境行動計画」を策定しました。その後、2010年3月の同行動計画改定時に計画を分割する形で「ストップ温暖化！ながれやま20⇒20（にこにこ）プラン（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」、「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画（同（事務事業編））」、「生物多様性ながれやま戦略」を策定し、区域施策編については2017年3月に見直しを行い、施策を推進してきました。

その後、地球温暖化を巡る動向は著しく変動しています。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを表明しました。続いて2021年2月には千葉県知事が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行っており、本市としてもこれまで以上に積極的に温暖化対策を推進する必要があります。

本計画は、本市域の特性に即した地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、脱炭素社会の構築に向けた目標とともに、市民・事業者・市が各々の役割に応じて取り組むべき対策を示し、市内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づき策定するものです。市の上位計画である、流山市総合計画、流山市環境基本計画のもとに位置付けられます。また、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包することとします。

※環境審議会の資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので、閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

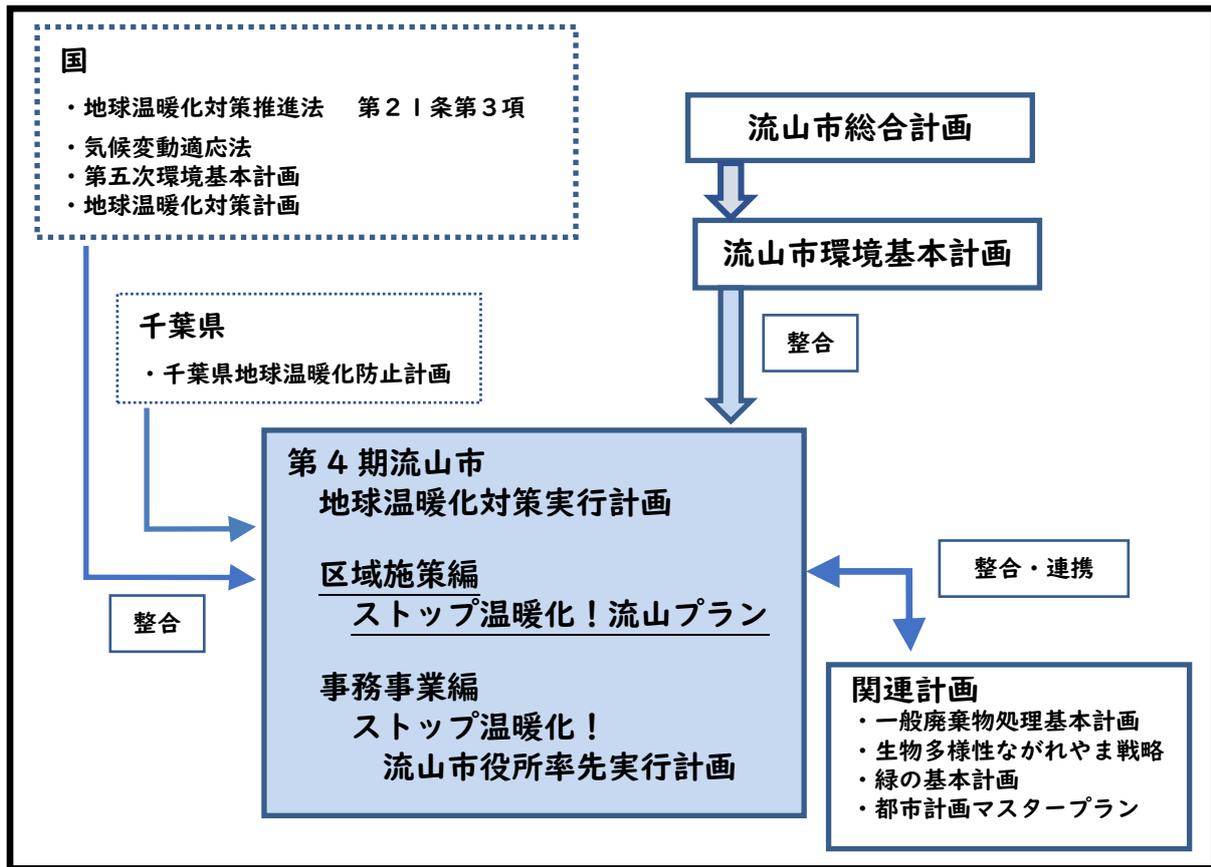


図1 計画の位置付け

3. 対象地域

対象地域は、流山市全域とします。

4. 対象とする温室効果ガス

対象ガスは、二酸化炭素(CO₂)とします。

5. 計画期間・基準年度

本計画では計画期間を2030年度とし、短期目標を2030年度、長期目標を2050年度とします。また、基準年度は、国の地球温暖化対策計画と合わせて2013年度とします。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 計画期間 | 2030年度 |
| (2) 基準年度 | 2013年度 |
| (3) 目標年度 | 短期目標 2030年度 |
| | 長期目標 2050年度 |

※環境審議会の資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので、閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

6. 推進体制

本計画の施策は、市だけでなく、市域の各主体が連携して取り組む必要があることから、市民、市民活動団体（NPO）等、事業者、大学、市などの各主体の協働により推進します。

また、地球温暖化対策を推進していくためには、庁内の部局を超えた連携が必要であることから、市が取り組む流山市環境マネジメントシステムの体制を活用し、庁内関係部署の連携、調整を円滑に行い、全庁一丸となって地球温暖化対策に取り組めます。

財源については、限られた財源を活かすため、各部局が行う事業が直接的・間接的に地球温暖化対策に寄与するよう流山市環境マネジメントシステムの視点により庁内の調整を行います。また、国や県の補助制度等を最大限活用し財源の確保に努めます。

7. 進行管理

本計画の進行管理は、本市が導入している流山市環境マネジメントシステムを活用しPDCAサイクルで管理します。指標については適宜見直しを行うほか、進捗状況については毎年度作成する環境白書で公表します。

※PDCAサイクル…「Plan（プラン）：計画・戦略 → Do（ドゥ）：実行 → Check（チェック）：点検・評価 → Action（アクション）：改善」をくり返す事業管理手法。

8. 計画の見直し

地球温暖化を取り巻く国内外の動向、市域の社会状況や環境の変化に応じて適宜見直しを行います。